

高松港周辺における観光客等の受入環境整備事業に係る
企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

令和6年10月1日

香川県知事 池田豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名
高松港周辺における観光客等の受入環境整備事業
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和7年3月10日まで
- (3) 契約限度額
25,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要
別添「高松港周辺における観光客等の受入環境整備事業仕様書（以下、「仕様書」という。）」
のとおり

2 応募者について

複数の事業者が共同で請け負う共同企業体での応募も認めます。その際、応募者は、共同企業体の代表者とします。

3 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 国税及び香川県税に滞納のない者
- (5) 業務遂行のために必要な知識と経験を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有する者
- (6) 複数の事業者により構成される共同企業体である場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
 - ① 構成するすべての事業者（以下「構成員」という。）の間で役割分担や業務方法などを明確にした協定書を締結していること。
 - ② 構成員は、3者以下であること。
 - ③ 構成員は、業務委託において当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ④ 構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

⑤構成員は、上記（１）～（５）に掲げる事項を全て満たしていること。

4 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

下記の提出書類を１６の提出先まで提出してください。

（１）提出書類

① 応募意思表明書（様式１）

② 応募者概要書（様式２）

③ 応募資格に関する確認書（様式３）

④ 香川県税納税証明書

ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）は、同証明書の提出は不要です。

⑤ 納税証明書（国税、法人その３の３又は個人その３の２）

⑥ 法人である場合は登記事項証明書

⑦ 個人事業者である場合は本籍地の市区町村が発行する身分証明書

※②③④⑤⑥⑦は、共同企業体で参加する場合は、各構成員で分かるように提出してください。

※④⑤は、単体企業等又は共同企業体の構成員で、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ提出してください。

※④⑤⑥⑦は、応募意思表明書提出期日前 3 か月以内の日付のものに限ります。

（２）提出方法

・①②③については、持参、郵送（期間内必着）又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、PDF 形式に限ります。

・④⑤⑥⑦については、持参又は郵送（期間内必着）により提出すること。

（３）受付期間・受付時間

【持参の場合】

（受付期間）令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 10 月 15 日（火）まで

（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

【郵送又は電子メールの場合】

（受付期間）令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 10 月 15 日（火）17：15 まで

（４） 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和 6 年 10 月 17 日（木）までに応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。

（５） 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

5 現地確認

現地の状況については、別紙現場写真により確認できますが、現地確認を希望する場合は、必要に応じて実施してください。

6 説明会

本業務に係る説明会は開催しません。

7 企画提案書等の提出

下記により、企画提案書等を、16の提出先まで持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

(1) 提出書類

提出書類は、次の順番に従い、綴じて提出してください。

- ① 企画提案書送付状（様式4、A4判） 正本1部
- ② 企画提案書（様式自由、A3判） 正本1部 副本10部
- ③ 見積書（様式自由、A4判） 正本1部 副本10部

正本は社名入りとし、副本10部のうち1部は社名入りで、残り9部は社名無しとすること。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

※提出後の変更、追加及び再提出は認めません。

(2) 企画提案書の作成要領

・ 企画提案書の記載事項

ア 企画提案書は任意様式とし、「11選定」の(1)の規定に基づき開催する高松港周辺における観光客等の受入環境整備事業 プロポーザル方式選定委員会において選定委員が「11選定」の(2) 審査基準の規定に基づき行う評価に資することができるよう、例示や図を活用し、業務の効果も記載するなど、できる限り具体的に作成すること。

イ 全体スケジュール

ウ 本業務の実施体制

エ ランニングコスト

消耗部品の金額だけでなく、定期的なメンテナンスが必要な場合は、その概算金額を記載すること。

・ 企画提案書の書式

ア 表紙、通し番号を付すこと。

イ 表紙には、業務名称及び提出日付を記載すること。

(3) 見積書の作成要領

- ・ 見積書の宛名は、「香川県知事 池田豊人」としてください。
- ・ 見積書は、日本国通貨かつ消費税及び地方消費税込みの額で作成してください。
- ・ 見積書は、今回の業務を実施するために必要なすべての経費を含むものとし、一括計上ではなく、第三者による客観的な判断が可能な積み上げ方式により作成してください。
- ・ 正本には、代表者の職・氏名を記載の上、押印をすること。押印を省略する場合は、責任者及び担当者の職・氏名並びに連絡先（電話番号）を記載すること。
※「責任者」は、見積に係る事務を担当する部門の長を、「担当者」は、見積に係る事務を担当する部門の者を指す。

(4) 受付期間・受付時間

令和6年10月17日(木) から令和6年10月31日(木) まで(土・日曜日、祝日を除く。)
8:30~12:00、13:00~17:15

8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合や、その他不正な行為があったときは、失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募公告及び仕様書で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

9 質問事項の受付

質問書（様式5）に記入の上、16の提出先まで郵送（期間内必着）又は電子メールにより提出してください。

（受付期間）令和6年10月1日（火）から令和6年10月15日（火）17：15まで

10 質問の回答方法

令和6年10月17日（木）までに、応募資格要件に適合する者全員に回答を電子メール等で送付します。

11 選定

（1）選定方法

応募者から提出された企画提案書等により、「高松港周辺における観光客等の受入環境整備事業 プロポーザル方式選定委員会」（以下「委員会」という。）による審査会（プレゼンテーション）を実施し、契約の候補者を選定します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

（2）審査基準

審査会において、応募者によるプレゼンテーションを実施し、以下の基準に基づき、委員が評価した結果の合計点を当該応募者の得点とし、「（3）下限の点数の設定」以上の得点の者の内、最も高い合計得点の者を契約の候補者として選定します。

なお、合計得点が最も高い応募者が2者以上あるときは、委員の協議により契約候補者を決定します。

【審査会開催日（予定）】

令和6年11月上旬～中旬（実施場所、時間等は調整後改めて連絡します。）

審査項目		評価ポイント	配点
①企画内容に関する評価（８０点）			
1	業務に関する理解度	・高松港周辺の現状、高松港周辺の魅力向上・にぎわい創出に向けた目的及びコンセプトを十分に理解し、提案に反映させているか。	15
2	構成力	・高松港周辺全体とのバランスが考慮された提案となっているか。 ・高松港全体を活かした配置やデザインの調和がとれた提案となっているか。 ・同時期に公募する「高松港周辺の魅力・満足度向上に係る観光振興事業」において整備する案内所や地場産品等の展示・販売スペース、利用者がくつろげるスペースとしてのベンチやギャラリーなどと配置やデザインが調和のとれた提案となっているか。	20
3	内容	・ウォーターフロントの魅力を活かした高松港を含む瀬戸内海の価値や魅力、美しさをさらに高めることができる提案となっているか。 ・近年の温暖化の中でも旅行者が一定の時間、高松港に滞留するような工夫を盛り込んだ提案となっているか。 ・独自の提案、アイデア、工夫がなされ、実現可能性のある具体的な企画提案となっているか。	20
4	地域経済への貢献等	・サンシェード等の設計、制作に当たっては、香川県内のものづくり企業と連携し、企業の有する知見や特色を活かした提案となっているか。 ・サンシェード等の制作に当たっては、香川県内で生産・製造する素材を使用しているか。	15
4	提案の的確性	・ランニングコストを考慮した提案となっているか。 ・建築基準法、消防法、港湾法、香川県港湾管理条例その他関係法令等に配慮し、制作及び設置等に問題のない提案となっているか。 ・設置場所が海沿いのため、頻繁に強い海風にさらされることに考慮した提案となっているか。 ・予期せぬ使用方法による危険への安全対策がなされた提案となっているか。	10
②実施主体に関する評価（１５点）			
1	業務実施体制	・業務実施に必要な人員、組織体制が整っているか。 ・発注者の希望に応じて既製品ではなく様々な素材を組み合わせた製品の制作施工に適応できる技術や経験を有するか。 ・過去に開催された瀬戸内国際芸術祭において、芸術作品の企画、制作施工、設置のいずれかに係る業務を受託し、履行した実績を有するか。	15
③その他（５点）			
1	経費	提案内容に対し、経費が適切に積算されているか。	5
合 計			100

【提案書の評価方法】

提案書の評価は、評価項目ごとに、次表の判定基準により行います。なお、各評価項目の点数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、これを切捨てとします。

判定基準	点数
非常に優れている	配点の100%
優れている	配点の80%
標準的である	配点の50%
やや劣っている	配点の20%
劣っている	配点の0%

(3) 下限の点数の設定

下限の点数として、各委員の採点の合計が満点の6割に相当する点数と設定します。この点数を満たす企画提案がないときは、候補者なしとなります。

1.2 その他留意事項

- (1) 提出書類は返還しません。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とします。
- (3) 事業者の選定後、県からデザインの相談・変更を求める場合があります。この場合は、事業者は協議に応じ、適切に対応することとします。
- (4) 本委託業務は、同時期に公募する「高松港周辺の魅力・満足度向上に係る観光振興事業」と一体的に実施されることが望ましいものです。
- (5) 本件公募は、この契約に係る予算が議会で可決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。

1.3 契約書作成の要否

要します。

1.4 電子契約の可否

- (1) 可とします。
電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、香川県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。
- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

1.5 スケジュール

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 10月1日（火） | 公告開始、応募意思表示書受付開始 |
| 10月15日（火） | 公告終了、応募意思表示書提出締切、質問の受付締切 |
| 10月17日（木） | 応募資格要件の確認結果通知、質問への回答 |
| 10月31日（木） | 企画提案書受付締切 |

11月上旬～中旬 審査会（プレゼンテーション実施）

11月中旬 企画提案書審査結果通知

11月中旬 見積書を徴取、契約締結

1.6 応募・照会先

〒760-0019

香川県高松市サンポート1番1号 高松港旅客ターミナルビル3階

瀬戸内国際芸術祭推進課 イベント・拠点グループ

TEL：087-813-0865

FAX：087-813-0858

E-mail：setouchi@pref.kagawa.lg.jp